

基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと働き続けるために

方針 8 就労の場における男女共同参画の促進

男女雇用機会均等法などの法令の周知を図るとともに、男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて事業者などに働きかけ、男女がともに働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。

施策（17）就労の場における男女共同参画に関する啓発の推進

【指標】労働環境改善に向け関連法令の啓発回数（回／年）

H25 実績値 [5] → H30 目標値 [10]

No.	事業名	事業内容	担当課
44	男女雇用機会均等法等労働関連法の周知	男女雇用機会均等法や男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などに関する法令遵守について、広報紙への掲載やパンフレットの配布を行い、事業主への周知、啓発を行います。	商工課

施策（18）男女がともに働きやすい職場環境の整備の促進

【指標】労働に関する相談窓口の周知・啓発回数（回／年）

H25 実績値 [3] → H30 目標値 [4]

No.	事業名	事業内容	担当課
45	労働環境の向上に関する情報提供及び啓発	労働環境及び労働条件の向上のために、情報提供や指導を行います。また、女性特有の妊娠、出産に配慮した労働環境の整備を啓発します。	商工課

施策（19）女性の起業、就業、再就職に関する情報と学習機会の提供	
【指標】女性の再就職に関するセミナーへの参加人数（人） H25実績値 [10] → H30目標値 [35]	

No.	事業名	事業内容	担当課
46	市職員への再雇用（チャレンジ支援）制度の推進	市職員の採用に関し、再任用制度を活用します。また、社会人枠の採用などで女性のチャレンジ支援につなげます。	職員課
47	再就職を希望する女性に向けた支援事業	関係機関と連携し、育児や介護を理由に離職し、再就職を希望する女性を対象に、「再就職準備セミナー」を開催したり、各種事業に関する情報提供を行います。	商工課
48	男女がともに働きやすい職場づくりについての啓発	各種セミナーなどを活用し、労働問題や法律について周知します。	商工課
49	職業能力の習得に関する情報提供の充実	雇用能力開発機構などの関係機関と連携し、パンフレットの窓口設置や広報紙への記事掲載を行い、就職に必要な資格や技術の習得について情報を提供します。	商工課
50	再雇用制度の周知促進	公共職業安定所や関係機関と連携し、子育てを終えた女性が再就職できるよう広報紙やパンフレットで再雇用制度の啓発及び普及を図ります。	商工課
51	内職就業相談室の充実	内職就業相談室において、求職者に内職の相談・斡旋を行います。	商工課
52	起業に関する支援、関係機関との連携	起業に関する融資制度等の情報提供を行い、男女を問わず起業を支援します。	商工課

施策（２０）農林商工業における男女共同参画に関する啓発の推進

【指標】女性の商店街活性化団体の活動回数（回／年）

H25 実績値 [25] → H30 目標値 [25]

No.	事業名	事業内容	担当課
53	商工業団体への女性の参画の促進	経済分野の団体活動を支援し、女性の参画を促進するとともに、女性の活躍の場の拡大につなげます。	商工課
54	女性の商店街活性化組織に対する支援の充実	女性の視点を生かし、商店街の活性化に取り組む女性組織の活動を支援します。	商工課
55	農業関係委員会への女性の参画の促進	農業委員会や農業振興地域整備促進協議会などの農業関係団体へ女性委員の登用を促進します。	農務課
56	家族経営協定の推進	家庭内の就労環境が改善され、農業後継者として女性が経営に積極的に参加できるよう家族経営協定の締結を奨励します。	農務課
57	女性農業者グループへの支援の充実	郷土料理の提供、農産物加工品の製造、販売などを行う女性グループの支援を行います。また、女性農業グループの組織化を促進し、研修会や交流会を開催します。	農務課
58	林業団体への女性の参画の促進	林業団体への女性の参加を啓発し、女性の知恵やアイデアを生かした間伐材の利用、木の風合いを生かした新たな製品づくりなどを促進します。	林業振興課

方針 9

ワーク・ライフ・バランスの促進

企業に対し、ワーク・ライフ・バランスが企業や経済、社会の活性化につながり、有効なものであるとの認識を促し、取組みを支援します。また、職場優先の組織風土を変えるために、男性も含めた働き方や固定的な役割分担意識を見直し、地域社会や家庭生活に参画できるよう意識啓発を行います。

施策（21）ワーク・ライフ・バランスの啓発の推進

【指標】ワーク・ライフ・バランスに関する啓発回数（回／年）

H25 実績値 [1] → H30 目標値 [2]

No.	事業名	事業内容	担当課
59	ワーク・ライフ・バランスの普及と啓発	ワーク・ライフ・バランスに関する考え方について広報紙及びパンフレットの配布等により、市民や企業に向けて普及啓発を行います。	商工課 市民協働課

Topics 企業や関係団体から聞かれた意見

～ワーク・ライフ・バランスについて～

- 子育てをする中で仕事を休まなければならない時、職場の理解があっても周囲へ迷惑をかけると、申し訳なくなる。また、理解のない会社だと続けられない。休んでも仕事が円滑に進むほどの余裕は会社にはない。保護者は「ワーク・ライフ・バランス」という言葉自体ではなく、実際にバランスをどうとれるかと考えながら取り組んでいる。
- 企業では、総務人事に女性が多く入ることで、視点が細やかになり、両立できるような視点を人事制度に組み入れることができるかもしれない。
- 職場の全職員がワーク・ライフ・バランスを実践できれば非常によいと思う。

施策（２２）育児、介護休業制度の活用の促進

【指標】職員に向けた啓発回数（回／年）
H25実績値 [-] → H30目標値 [4]

No.	事業名	事業内容	担当課
60	育児、介護休業制度の定着促進	市内企業に対し、育児休業制度、介護休業制度の周知を図ります。また、女性に偏りがちな休業取得の実態を改善するために、男性の育児、介護休業制度の活用を促進します。	商工課
61 新	市職員の育児・介護・看護休業制度の活用促進	市職員が性別にかかわらず、必要に応じて育児・介護・看護休業制度を利用できるよう周知・啓発します。	職員課
62 新	市男性職員の育児休業取得の推進	育児休業制度について周知し、市男性職員の育児休業取得を促進するとともに、取得しやすい職場の環境づくりを推進します。	職員課

施策（２３）多様な子育てサービスの充実

【指標】事業所内保育の実施箇所数（箇所）
H25実績値 [5] → H30目標値 [8]

No.	事業名	事業内容	担当課
63	各種保育サービスの充実	就労と子育ての両立を促進する環境を整備するため、通常保育の他に、時間を延長して行う延長保育、緊急時や保護者のリフレッシュを目的とした一時保育、出産後の早期の仕事復帰を支援する低年齢児保育等を行います。	子ども家庭課
64	病児・病後児保育の充実と実施機関との連携	病気または病気回復期に集団生活が困難な児童に対し、専用の施設で病児・病後児保育を行います。また、近隣市町との広域利用協定を結び、利用可能な施設の紹介を行います。	子ども家庭課

No.	事業名	事業内容	担当課
65	一時託児事業	日曜・祝祭日等に仕事、冠婚葬祭等の事情がある保護者に対して、保育園以外の専用の場所で一時的に保育士が児童を預かります。	子ども家庭課
66	子育て短期支援事業	児童を養育している家庭の保護者が疾病、出産、看護、事故等により一時的に家庭における養育が困難となった場合または育児不安や育児疲れ等身体的・精神的負担の軽減が必要な場合及び緊急一時的に保護が必要な母子について児童または、母子を一定期間児童養護施設において養育します。	子ども家庭課
67	障がい児保育の充実	集団で保育が可能で、かつ通園できる障がいがある児童を保育します。	子ども家庭課
68	ファミリーサポートセンター事業の充実	育児に関して援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、相互援助活動による育児支援を行います。	子ども家庭課
69	留守家庭児童教室の充実	家庭の事情、親の勤務で、放課後や学校の長期休業時に監護する大人がいない小学生低学年の児童を午後6時まで学校の教室などで預かります。	子ども家庭課
70	事業所内保育施設設置の働きかけの促進	事業所内保育施設の設定について、事業所に働きかけます。	商工課

施策（24）介護サービスの充実

【指標】介護講習会への男性参加者数（人）
H25実績値 [11] → H30目標値 [30]

No.	事業名	事業内容	担当課
71	介護者のつどいの実施	介護者を対象に介護講習会を実施し、男女がともに介護の役割を担う意識啓発と技術支援を行います。	高齢福祉課
72	多様な介護サービスの充実	在宅介護福祉サービス、ショートステイ、施設入所など、さまざまな介護サービスを展開し、被介護者、介護者の生活の質の向上を図ります。	高齢福祉課
73	地域包括支援センターの充実	保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職により、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護事業などの相談や支援を実施します。	高齢福祉課
74	在宅介護者の支援の充実	在宅介護者のために、家族介護者交流事業の実施、介護者慰労金の給付、紙おむつの支給を実施します。	高齢福祉課
75	生活・介護支援サポーター養成	市民を対象に介護支援サポーターの養成研修を行い、高齢者への生活・介護支援サービスを行うための担い手を養成します。	高齢福祉課

市民の取組み

- 仕事と生活の調和をとって働くようにしましょう。
- 育児・介護休業を積極的に活用しましょう。
- 家事・育児や介護などに、男女がともに取り組みましょう。
- 自身の働き方に課題を感じたら、職場等に相談してみましょう。

地域・関係団体・企業等の取組み

- 募集、採用、配置、賃金、研修、昇進などに性別を理由とした格差をなくしていきましょう。
- 育児・介護休業の利用を促進しましょう。
- 在宅勤務やフレックスタイム制、短時間勤務制度といった柔軟な勤務形態についても検討してみましょう。

